

# 東京カーリングクラブ会費規程

発効 2003年06月14日

最終改定 2015年06月13日

## (適用範囲)

第1条 この規程は、東京カーリングクラブ会則に基づき、東京カーリングクラブ（以下、「クラブ」という。）の会費に関することを定める。

## (年度会費)

第2条 クラブの会費は、1会計年度につき以下の額とする。

- (1) 一般会員 3万3千円
- (2) 学生会員 2万1千円
- (3) 中高生会員 1万円
- (4) 小学生会員 6千円
- (5) 賛助会員 3千円

## (新規会員の会費)

第3条 会計年度の途中で新たに入会した会員の初年度会費は、以下の通りとする。

- (1) 5月1日から12月31日までに入会した会員 前条の額
- (2) 1月1日から4月30日までに入会した会員 前条の額の3分の1（ただし、1000円未満の端数は切り捨てとする）

## (種別変更会員の会費)

第4条 会計年度の途中で種別が変更になった会員の会費は、会計年度当初の会員種別による。ただし、賛助会員からそれ以外の会員種別に変更になった会員の会費は、変更後の会員種別による。

## (会費納入時期)

第5条 会計年度当初における会員は、会計年度開始後3箇月以内に会費を納入するものとする。

## (会費の返還)

第6条 納入された会費は、以下の各号のいずれかに該当する場合に限り返還する。

- (1) 会員が同一年度の会費を誤って2回以上納入した場合。この場合、既に納入した額から第2条に定める額を除いた額を上限として返還する。
- (2) 会員が東京都カーリング協会（以下、「都協会」という。）以外の協会を通して公益社団法人日本カーリング協会に競技者登録を行っている場合。この場合、都協会が1名当たりの登録費として定める額を上限として返還する。なお、本号は賛助会員及び第3条第2号を適用する会員には適用しない。
- (3) その他役員会が必要と認めた場合。

## (改正)

第7条 本規程の改正は、クラブ総会において過半数による承認を必要とする。

## (経過措置)

第8条 本規程が改正された場合、改正された規程は原則として改正の日以降に納入される会費に対して適用される。ただし、改正のときに適用日を併せて定めた場合はこの限りではない。

附則

本規程の改正は、2008年5月1日から適用する。

附則

本規程の改正は、2016年5月1日から適用する。ただし、第6条については2015年5月1日から適用する。

以上